

聖籠町告示第23号

聖籠町地価公示台帳閲覧規程を次のように定める。

令和2年3月23日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町地価公示台帳閲覧規程

聖籠町地価公示台帳閲覧規程（昭和49年聖籠町規程第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、地価公示法（昭和44年法律第49号）及び地価公示法施行令（昭和44年政令第180号）の定めるところにより、地価の公示に係る事項を記載した書面等（以下「台帳」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

（閲覧場所）

第2条 台帳の閲覧場所は、聖籠町役場税務課とする。

（閲覧日及び閲覧時間等）

第3条 台帳の閲覧日は、聖籠町の休日を定める条例（平成元年聖籠町条例第28号）第1条第1項に規定する聖籠町の休日以外の日とする。

2 台帳の閲覧時間は、午前8時30分から午前12時まで及び午後1時から午後5時までとする。

3 台帳の閲覧期間は、当該台帳を一般の閲覧に供した日から3年とする。

（台帳の閲覧承認申請）

第4条 台帳の閲覧をしようとする者（以下「閲覧者」という。）は、係員に閲覧申請をし、その承認を受けて行わなければならない。

（閲覧上の注意）

第5条 閲覧者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 騒音又は人声を発する等他人に迷惑をかけること。
- （2） 台帳等を抜き取り、傷つけ、汚し、書き加えたり等しないこと。
- （3） その他係員の指示に従うこと。

2 前項に掲げる事項を守らない者に対しては、閲覧の承認をせず、又は取り消すことができる。

(損傷等の届出)

第6条 閲覧者が誤って台帳を損傷などした場合には、すみやかに係員に届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用後の点検)

第7条 閲覧者は、台帳の閲覧が終わったときは、係員に届け出て、その点検を受けなければならない。

(施行の細目)

第8条 この告示の施行について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。